

建設経済常任委員会（3月9日）

開会（8：58）

○鈴木浩己委員長 ただいまより建設経済常任委員会を開会する。

当委員会に付託された議案は8件である。審査順序はお手元に配付の審査順表のとおり、交流推進部、建設部、都市政策部、水道部、環境部として進めたいと思うが、御異議はないか。（異議なし）

交流推進部所管の議案の審査に入る。

議第5号「令和3年度焼津市温泉事業特別会計予算案」を議題とし、当局の説明を求める。

（当局説明）

○鈴木浩己委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○安竹克好委員 この予算に関して、説明資料なんですけど、温泉施設維持管理費が昨年度より半額ぐらいに減額されているが、その理由をお尋ねします。

○山下敦史観光交流課長 昨年度に比べて予算が減額しているのは、令和2年度、本年度につきましては、新井戸の掘削費用、あと、設備の建設費用といったことで2月初日の補正予算で全額繰越しをさせていただきましたけど、1億3,000万円余の施設整備費のほうは今年度は減額になったためでございます。

○河合一也副委員長 今、整備されたのが新しい井戸ということで、今度は配管とか、そういうものにまだ、先ほど3管ぐらいと、井戸は今3つ生きることになるんですか。その費用というのはこの中のどれぐらいを占めるのか教えてもらっていいですか。

○山下敦史観光交流課長 来年度の予算で3つの井戸の維持管理費がどれぐらいを占めるのかという御質疑でしょうか。

○河合一也副委員長 新しい井戸のために管が必要になるということが、新しい管を引かなくちゃいけないとか、その費用。

○山下敦史観光交流課長 新しい管の布設費につきましては令和2年度に予算措置をさせていただきましたけど、それが掘削工事のほうがちよっと工期が延びた関係で2月定例会の初日に全額繰越しをさせていただきましたけど、まだ布設はこれからで、令和2年度の中で予算措置されているものでございます。

○河合一也副委員長 ありがとうございます。

この前、湯量を伺ったような気がするんですけど、今までの湯量と新しい今度の井戸も加わった湯量との差を教えてくださいいいですか。

○山下敦史観光交流課長 河合委員にお答えいたします。

新井戸の湧出量につきましては、エアリフトということで動力を用いて温泉を湧出させるもので、試験的には1,000トンを超える量が湧出したと確認しておりますけれども、実際には静岡県環境審議会温泉部会のほうの意見を伺った上で県のほうの許可をいただいたんですが、その量が737.8トン、約740トン、こちらが採取可能な量として県から許可を受けたものです。

○河合一也副委員長 日量。

○山下敦史観光交流課長 日量です。日量約740トンです。これまで使っていた井戸は高草1号井と50号井と2つの井戸があるんですが、そちらの井戸が許可量ではなくて、現状、故障した後の現在の供給量としては日量約300トンです。ですので、それに比較しますと、新しく焼津港1号井という井戸を掘りましたが、その1本の井戸だけでこれまでの倍以上の採取可能な量として県から認められておりますので、現在の供給量にして十分な量が出ているということになります。

以上です。

○河合一也副委員長 すごい量だなと思って、いいんですけど、それは9月からスタートするということなんですけど、それに合わせて今9施設がその温泉を使って、いろいろ事業とか、足湯も入れて9施設と聞いたんですけど、それが増える予定とか、あるいはうちも欲しいとか、そういう声があるのかどうか、教えてください。

○山下敦史観光交流課長 新しい供給先の見込みという御質疑だと思いますけれども、湧出量が決まったのがつい最近でございまして、まずは既存の施設への安定供給という意味で整備を進めてまいりました。ですが、うれしい悲鳴といたしますか、ある意味、予想に反してすごくいい結果でたくさんのお湯が出たということで、当然、有効活用していかなきゃならないということですので、今後、新しい供給先の開拓といったことについても取り組んでまいりたいと考えておりますが、以前から使ってみたくてという声は1つ、2つの施設からは聞いているのは事実です。ですが、実際に供給するとなるとどのように供給するか、パイプラインを布設するのか、タンクローリーで運ぶのかという問題もございまして、簡単にすぐに供給先が広がるとは考えておりませんが、いずれにしても、十分な湯量が確保できている現状でありますので、新しい供給先の開拓については今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○河合一也副委員長 あと最後に、古い井戸というんですか、今まで使って、もう使わなくなった井戸というのは最終的にどういう状態にしておくのかというのだけ教えてください。

○山下敦史観光交流課長 古い井戸につきましては、昭和五十七、八年ぐらいに掘削してもう35年以上経過しておりまして、新しい井戸を掘ったのも、修繕したとはいうものの、いつ供給ができなくなるか分からないということで新井戸を掘ったわけですので、今後の見通しとして長くその井戸から供給できるとは考えておりません。また、3つの井戸を、供給量としては十分な湯量が1つの井戸で出ていますので、そういうことからしても、実際に供給を開始して問題がないと判断されれば古い井戸をどこかのタイミングで廃坑にするといったことも検討していかなくちゃならないかなと考えております。現実には新しい井戸を掘るに当たっては、休眠中の井戸ではありましたが、古い井戸でセメンチングして蓋をしてしまうというようなことで廃坑にした井戸もございまして、今後、新しい井戸からの供給が開始した状況を見ながら、古い井戸の処分についてはその時点で検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○杉崎辰行委員 今、供給量のお話を聞かせていただきましたけれども、非常に難しい質疑なんですけれども、歳入の使用料及び手数料の項目です。温泉使用料として1,581万

6,000円という予算づけをしていただいているんですけども、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響で昨年も大分ぶれがございました。そういうことから、今、供給量はたくさんあるんだよという話なんですけれども、この予算づけでこういうところに注意してこういう金額を出しましたよということがあったら御説明願いたいんですが。

○山下敦史観光交流課長 歳入を見込むに当たっての考え方でございますが、平成30年度に温泉が故障いたしまして、その後、令和元年度にかなり使用料のほうが回復して、新型コロナウイルス感染症の前ということもありまして年間1,750万円余の歳入が出るまででございました。令和2年度につきましては休業等もあって落ち込んだわけですが、令和3年度の予算要求に当たりましては令和元年度の収入に近づくような形で戻るのではないかなど。予算要望の段階ではありましたけれども、ただ、年度当初についてはまだ新型コロナウイルス感染症の影響が残るのではないかとということで、令和元年度の1,700万円余の歳入の1割減ぐらいで見込んだところでございます。

以上です。

○秋山博子委員 先ほど、活用については検討していくと、今後取り組んでいきたいということだったんですけども、この温泉事業そのものは維持管理に必要な事業ということで、今後の開拓等、プロモーション的なこととか、そういったことはまた別の担当課でその辺りはやるということですか。それとも、この特別会計の事業の中でそういったことも検討していくということなんですか。

○山下敦史観光交流課長 新しい温泉の供給先につきましては、観光交流課のほうで検討してまいりたいと考えております。

○村松幸昌委員 新しい井戸が予想以上に多く出るというのは非常に喜ばしいことで、まずは安定供給を目指すという説明をいただきました。今現在で8施設とか9施設とかと言われてはいますが、ここの施設の需要量とこれから約1,000トンを超す湯量はどのようなふうを考えているのか。細かく言うと、このぐらい余っているよとか、このぐらいまだ不足していますよとか、今は300トンの供給しかしていなかったんですけども、本当はもっと欲しいというような要求があるんだよと、その辺がもし言えればお願いしたいと思います。

○山下敦史観光交流課長 供給量の状況と今後の使用量の見通しだと思うんですが、実際に先ほど目安にした令和元年度の温泉の供給量が年間で8万5,000トンぐらいでした。その量をさらに上回るのかどうかというところだと思うんですが、各施設全部に聞いたことではないんですが、例えば山の上のホテル等で温泉を使っているのが露天風呂が中心で、内湯には使っていないということで、そういった施設ですぐに供給量が伸びるということはないかと思われま。ただ、現状、日帰りの温泉施設等につきましては、供給量が少し不安定なところがあるので、温泉を入れるバルブをちょっと閉めてもらうようにとか、お願いしているところもございましたので、日帰りの温泉施設ではその辺が心配なくなって量が増えるかなというところではございます。ですけども、既存の施設だけで大幅に増えるということは少し考えにくいのかなと考えております。現状、年間8万5,000トンですと、新しい井戸と古い井戸を併用して使っていくとかなり供給超過になってしまっていて、もったいない状況になってしまうので、そういう意味で新しい供給先の開拓が必要と考えております。

○青島悦世委員 歳入で繰入金が1億円弱ですよ。それで、歳出に行くと1億1,660万円、それで、このところで利益を上げるとか、そういうことを言いたくて言うんじゃないかと、多くの波及効果があるわけですが、全体的に。だけど、これは少しでも改善されればいいことなんですけれども、そこら辺の長期的な考え方、できるだけ歳入を増やすという部分が必要になってくると思うんです。ですから、さっき言うように、供給先をどうのこうのという話にもつながっていくんですけども、そこら辺の読みというのはどんなふうを考えているのでしょうか。

○山下敦史観光交流課長 収支のバランスにつきましては、平成30年に故障してから確かに一般会計からの繰入金が増えているのは事実です。また、令和2年度につきましては大規模な投資ということで費用が増えております。ですけれども、温泉事業を長い目で見ますと、こちらの試算では、始めたときから50年ぐらいのスパンで検討した中では、一般会計の繰入金自体は事業費の大体5割ぐらいの繰入れで済んでいて、その繰入金につきましても入湯税のほうを財源としておりまして、入湯税も50年ぐらいの中で見るとプラスになっておりまして、入湯税を原資にした繰入れが入湯税の44%でしたか、全部を入れているわけではございません。ですので、一般会計からの繰入金で収支の均衡を保っているのは事実なんですけど、その原資としては、ここ3年は入湯税をもっても足りないぐらいの繰入れにはなっていますが、50年ぐらいで見ますと入湯税のほうでお釣りが来るという状況になっております。ですので、今後、設備投資が終わって使用していただく量が増えてくれば、またその辺の収支のバランスも整ってくるかと考えております。

以上です。

○鈴木浩己委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第5号「令和3年度焼津市温泉事業特別会計予算案」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○鈴木浩己委員長 以上で交流推進部所管の議案の審査は終了した。
暫時休憩する。

休憩(9:18~9:21)

○鈴木浩己委員長 会議を再開する。

建設部所管の議案の審査に入る。

議第6号「令和3年度焼津市駐車場事業特別会計予算案」を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

○鈴木浩己委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○安竹克好委員 まず予算のことなんですけど、歳入のほうですけど、前年度から360万円減っている。新型コロナウイルス感染症の影響で補正予算でも大分がたん落ちまし

た。ただ、ここの予想した理由というんですか、この数字的なものをどんな中で算出したのか、そこをお伺いします。

- 白石雅治道路課長 今回の当初予算につきましては、現在、令和2年度の部分、先ほど減額の補正ということでございましたように、我々のほうも令和2年度の1月末までの利用状況を踏まえて原資割合が3割程度あるだろうということで、前年度の令和2年度の実績に基づきまして費用を算出しておるところであります。

以上であります。

- 安竹克好委員 3割程度と。了解しました。

それと、もう一点、駐車場のことなんですけど、昨日、市長もゼロカーボンシティ宣言を表明されましたので、新たな取組で時代もEVの車が普及されてくるということで、都心では駐車場にEV充電設備というのがかなり普及されており、そういう取組が必要じゃないかと思うんですけど、この辺のお考えはあるのでしょうか。伺います。

- 白石雅治道路課長 我々のほうで、例えば、今委員のほうがおっしゃったのは、駐車場に例えば充電、そういう電気設備のようなものを設置するとか、市としてそういった考えがあるかどうかと、そういった趣旨でよろしいですか。

先進自治体の事例も参考にしながら、また、新しい時代に向けて我々もその辺は考えていかなければいけないというふうには考えておりますので、他市の状況、その辺の費用の問題もございますので、そこについてはまた改めて今後市として状況を見ながら検討を進めてはどうかというところで認識しております。

以上でございます。

- 村松幸昌委員 非常に新型コロナウイルス感染症の影響を受けたというのは十分分かります。ただ、私、地元に住んでいるものですからよくあの辺を歩かせてもらうんですけども、駅前の空き家の有効活用という形で空き家を更地にして、ちっちゃなポケットパークというか、駐車場ができていますよ。そうすると、民への圧迫とかというのが昔よく言われたんですけども、今そういう声は聞こえてこないんですかね。もしあれば教えてください。

- 白石雅治道路課長 私のほうにはそういった民間の運営されている駐車場の事業者の方から我々のほうの価格設定でありますとか、そういうようなものが自分たちと比較してどうかということで問合せ等は今のところない状況でございますが、我々のほうも毎年周辺の駐車場の例えば新たに開設されたところでありまして、そういった状況を確認しながら、あと、料金も確認しながら、その辺についての費用も含めて今後の我々のほうの駐車場の活用について検討しているところでございます。

以上でございます。

- 秋山博子委員 説明資料の212ページのところで駐車場事業費、その事業説明で3項目こちらに上がっていきまして、指定管理料がこれは720万円だと思うんですけど、残りの金額が指定管理モニタリング評価委員への謝礼とか消費税等ということだと思っておりますが、この辺りの金額を教えてください。

- 白石雅治道路課長 今、委員のほうからお話がありました駐車場事業費ということでございますが、まず、報償費、謝礼でございます。これが当初予算では4,000円、事業費、これは消耗品でございます。これが2,000円、委託料、これは管理運営に係る委託料で

ございますが、726万円、公課費、これは前年度の令和3年度の課税の支払いをするものでございますが、それが9万8,000円と。

以上でございます。

○秋山博子委員 今、報償費4,000円ということなんですけれども、これがモニタリングの評価委員への謝礼ということなんですか。

○白石雅治道路課長 例年、モニタリングにつきましては、駐輪場と駐車場、両方やっています。今回の予算からはこれにつきましては駐輪場のほうと駐車場のほうと委員が同じなものですから、1回でやるものですから費用を半分ずつにさせていただいていますので、実際は予定ですと7,500円ということです。ですから、駐車場と駐輪場で半分ずつの予算にしております。

以上でございます。

○秋山博子委員 この評価委員の1名の方に、これは毎年評価されて報告をされているということですよ。

○白石雅治道路課長 そのとおりでございます。委員の内訳でございますが、委員につきましては民間から外部の方1名、これは会計士の方ですが、市内の方ですが、この方をお願いしてございます。あとは建設部のほうでそれぞれの所管の課長が委員になりまして、評価を毎年おおむね8月下旬に年1回行って、指定管理者の前年度に対する管理状況の評価いただくという作業をやっているところでございます。

以上でございます。

○杉崎辰行委員 皆さんが理解していればいいんですけれども、駐車場の職員給与の関係、毎年1か月とか2か月分とかという話になるじゃないですか。これはどういうことなのかって私は聞いているけれども、説明したほうがいいんじゃないかな。

○白石雅治道路課長 職員給与1か月分につきましては、我々のほうも当然職員が1年間の中でこの管理業務の中で指定管理者とのやり取りでありますとか、そういう業務がございまして、これにつきましては市の人事部局とも協議、調整を図る中で、駐車場に係る経費をおおむね1か月ということで、1か月分ということで予算計上をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○鈴木浩己委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第6号「令和3年度焼津市駐車場事業特別会計予算案」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○鈴木浩己委員長 議第9号「令和3年度焼津市港湾事業特別会計予算案」を議題とし、当局の説明を求めらる。

(当局説明)

○鈴木浩己委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○安竹克好委員 大井川港活性化推進事業費なのですが、減額されている理由をお尋ねします。

○福與久信大井川港管理事務所長 大井川港活性化事業につきましては、令和2年度で物流拡大に向けた調査業務を今年度やらせていただきました。それによって、次年度、物流拡大に向けたポートセールスをするための旅費を計上させてもらっている分、減額をさせていただいております。

以上です。

○安竹克好委員 昨年度から予算がかなり減額されておりますこの18万円という数字、そもそもこの大井川港のポートセールスというのはどういうお考えなのでしょうかね。大井川港に物流を入れるのか、より出すのか、どちらを重きに考えているのでしょうか。お尋ねします。

○福與久信大井川港管理事務所長 大井川港活性化事業のこの物流拡大につきましては、今年度調査を行いまして、まず貨物量の動向、現状の取扱能力、それや背後圏の企業の動向を確認して、要は入れる側も出す側もできるような形で既存企業に対してはヒアリングや今の貨物量の動向を確認して、要は既存企業に対してはアドバイス、もしくは今後貨物量が増えるか、出す量が増えるかということも検討していきたいと。今回の物流拡大では約1,000社にアンケート調査を実施しております。そのアンケート調査の中では一応2割程度回答があればということで、実際は4割程度回答をいただきまして、大井川港に興味があるよという回答をいただいております。そういうところにポートセールスをして、貨物から船舶に転換できるかどうかという、モーダルシフトができるかどうかというポートセールスを行って貨物量を増やす、もしくは出す、入れるができるかのポートセールスを実施していきたいというふうに考えております。

以上です。

○河合一也副委員長 1つ教えてほしいんですけれども、歳入のほうで県からの補助で海外漂着物対策事業費というのがあって、これが歳出のほうのどこに関わるかと。それふうのものを探すと港湾施設改良事業費の中に海岸流木撤去とある。これと重なるということでしょうか。

○福與久信大井川港管理事務所長 おっしゃるとおりで、そのとおりになります。

○河合一也副委員長 流木に限ってのことなんですか。海岸というのはいろんなものが漂流してくると思うんですけれども、県は流木に限っての補助ということになるのでしょうか。

○福與久信大井川港管理事務所長 大井川港海岸、要は飯淵地先に出た流木が対象となります。

○河合一也副委員長 分かりました。

あと、もう一点なんですけれども、歳出のほうの海岸保全施設整備事業費、社会資本整備総合交付金のこれが胸壁とかに関わってくる金額だというふうに聞いているんですけど、これからもずっと続けていく中で工事内容によって大幅に金額が変わるということなんですか。この減額はどういうふうに理解すれば、胸壁の事業はこれからも続くわけですね。今からこれだけの減額があるというのはどういうふうに考えればいいのか、教えてください。

○福與久信大井川港管理事務所長 交付金のほうですが、基本的に事業計画を事実やっているところでありまして、今まで国のほうの防災・減災、国土強靱化のための3か年緊

急対策で追加補正という形でついてきた部分がありますので、要は追加補正と通常分を一気にやっていたところが令和2年度で終了するものですから、その分が減額になったと見ていただければと思います。

以上です。

- 村松幸昌委員 先ほど安竹委員のほうからいわゆるポートセールスの関係でアンケートの中で貨物から船舶へ切り替えると、この辺の説明をお願いします。
- 福與久信大井川港管理事務所長 今のことですが、まずトラック貨物、大井川港に入ってきました、基本、今、物流の主なところはトラックになります。それを大井川港を利用して船舶に変えられるか。要は基地局から基地局へ行く間はトラックが今は主流です。今は運転者不足もあるものですから、それを船に変えて少しでも経費を安くしていけるかというところをモーダルシフトできる、要は転換できるかというところを今後企業にポートセールスをしていきたいというところになります。
- 村松幸昌委員 というのは、いわゆる陸上から海上にというふうなチェンジができるかということを検討しているということよろしいですね。
それと、先ほど、海岸流木の撤去、これ、7割の県の補助があつて経費を逆算すると300万円なんですけど、この処理の流木はどこへ行くんですか。
- 福與久信大井川港管理事務所長 処理したものは処理施設のほうに運搬をさせていただいております。
- 村松幸昌委員 その処理施設というのがどこなのかと。
- 福與久信大井川港管理事務所長 木材開発とか、チップとかに替えさせていただいております。
- 村松幸昌委員 塩分を含むと再利用というのは難しいかなと思って聞いたんですけど、一応そういう答えでしたらそれで了解しました。
それと、もう一つ、港湾事業基金積立金がありますけど、今年度末、直近で残高というのはどのぐらいなんですか。お願いします。
- 福與久信大井川港管理事務所長 港湾事業基金のほうですが、令和2年度末で約8,000万円を予定しております。
- 秋山博子委員 先ほど河合委員から海岸保全のことについてあったんですけども、今回起債はあるということで、この事業を次年度どこまでやって、残りどの程度進めていくのかというような、全体の中の何割だとか、そういった進捗というか、現状を教えてください。
- 福與久信大井川港管理事務所長 令和2年度末で213メートルが完成いたします。令和3年度末で243メートルの完成を見込んでおりまして、パーセントでいきますと令和2年度末で18%、令和3年度末で20%を予定しております。
- 秋山博子委員 そうしますと、令和3年末で20%完成で、あと80%は今後少しずつ少しずつということになるわけですかね。
- 福與久信大井川港管理事務所長 そのとおりであります。
- 秋山博子委員 了解です。

もう一つ、予算書の312ページのところで上から3文字目、3行目といいますか、工事発生材売払収入というところがあります。これが5,460万4,000円とあつて、前年比と

同額になっているんですけども、こういったものは相場といいますか、そういったことで変わるものなのか、売払いの仕組みといいますか、それを教えてもらえますか。

○福與久信大井川港管理事務所長 大井川港の養浜事業につきましては、国と県と調整をしております、毎年10万立米の覚書を交わしております。その中でこの養浜事業に充てる分を計上しているところであります。

以上です。

○秋山博子委員 そうしたら、その10万立米の覚書があり、それは金額にするこの金額ですよともう決まっていると。違うんですか。

○増田 亘建設部長 私から補足説明をさせていただきます。

要は大井川港を造ったことによって今まで大井川から来る土砂が海岸を造っていたものが止められちゃったと、ある意味。そのため、大井川河口に積もった土砂を私どものほうで掘削して、それを養浜に回すというような形になるんですが、実際には直営じゃないもんですから、そこの土砂を売るんですね。入札して売らして、その費用を養浜に充てて、養浜事業として今度は土砂を運搬するという必要に充てると。その発生材を売るのがこの収入と。大井川の砂利を売るということです。

以上でございます。

○秋山博子委員 その入札して売るときにも、金額に変動とか、そういう動きというのはないんですか。前年度同額の予算になっているんですけども。

○福與久信大井川港管理事務所長 実際、入札を行いまして単価を言っていたいていますので、変動はありますが、今の予算につきましては前年度の金額で予算計上をさせていただいております。

○秋山博子委員 これは全然違う話かもしれないんですけども、例えば古紙の相場がどんと落ちてしまったというようなことというのはあったりするんですが、こういった発生材なんかの相場が落ちてだとか、そういうことは今までにあったりとか、今後の予測等はどうなんですか。結構安定していると考えればいいんですか。

○福與久信大井川港管理事務所長 今、リニアの関係で砂利を多く使用しているということで、その面で単価のほうは平均して安定した金額で札を入れていただいている状況になります。

○杉崎辰行委員 今の養浜の件なんですけど、単純に考えてあまりいい説明じゃないのかなと思った。第二東名を造っているときに塩のついた砂を持って行って、洗浄はするけれども、そういうので需要が高いなんていうと、それこそ新幹線の今ぼこぼこぼこあっちで出ているあの塩分を含んだ砂が大分流れているんじゃないかとなるぐらいなので、もうちょっと説明するなら、洗浄をかけた規定にはめたというのを言ったほうがいかなと。

私、今、単純にちょっと思ったんだけど、養浜事業で確かにあそこのものを一応売払いという形でこの予算を組む。養浜じゃない、売払いとして。その砂を買ったところが、今の理屈ですよ、買ったところがどこかに使いますよね。次に今度は養浜で吉永のところへ落とすときの土はどこから持ってくるのかなと。これ、相対の金額にしてあるわけですよ、10万立米分を。いつもその砂ってどこから持ってくるのかなと。それをそのまま持っていけばいいと単純に思うんですけども、その辺、1つ疑問。

それと、ここは港湾と漁港と両方持っていますよね。漁港は漁協がやっていることなんだけれども、そういうときにこういう売払いのお金が発生したりとか、港の港湾部分にかかるといっても港口は両方とも使いますよね。そういうものの分担金とか、出るほうも入るほうも。何かそういうところというのは会計上つながりがあるのかなというのをお聞かせ願えますか。

○福與久信大井川港管理事務所長 養浜についての質疑、すみません、ありがとうございます。今の漁協との関連性というのは基本的には切り離してやっておりますので、漁港とは関係がないということでやらせていただいております。

○杉崎辰行委員 今、養浜の関係なんかはあくまでも港湾としてやっているよと。港口のよく浚渫をやりますよね。あれは喫水線の関係で深くする、航路の基になるんだろうけど、その範囲内でやっていけば漁港は何も問題ないけれども、漁港のほうはあっちの方が浅いので。だけれども、結果的には掘っていけばどんどん堆積していきますよね。そうすると、漁船すら使えない深さになってしまうおそれがある。そうすると、漁協のほうはその浚渫費用の分担というのはいない格好でいいんですか。

○福與久信大井川港管理事務所長 それについては分担金は頂いていない状態で、今、喫水がうちのほうが最大7.5メートルですので、要は貨物を想定しておりますので、漁船には影響がないという判断の下で物流港である貨物を中心に考えていますので、漁協のほうからは分担金は頂いていない状況になります。

○青島悦世委員 漂着物の処理ですけど、年間でタイミング的にはいつを想定しているのかというのも大事なことだと思うんですよ。というのは、結構あれを寄せておいて、そのままにしておいて、ある程度の量になってというような形もあると思うんですね。例えば、大水が出たときにはありますので、そのタイミング等をどう考えて発注しているか。

それから、さっきの養浜のことなんですけれども、実際には10万立米と言いましたね。それは確かにそのとおりのことを国、県とやってきている。それで、その10万立米という中で元は6対4でやるということで来ていたと思うんですよ。だけど、実際にはその割合が全然違ってきますよね。10万立米を取っていないという中で、養浜する金額を出すためにやっているような状況というか、形、もちろん南防波堤のところを取らなきゃならないのは分かります。それを工事費も上がってきている部分があって、砂利の投棄する部分というか、海岸へ投棄する分というのは減ってきている。だから、6対4といった部分が完全にひっくり返っちゃっているような状況だと思うんですよ。そこら辺をどう考えているのか。養浜という言葉を使う中でどうして考えているのかというところもお聞かせください。今回はどのぐらいの量をやるのか。

○福與久信大井川港管理事務所長 まず、流木のほうですが、毎年、台風が通過する時期を見越してやっておりますので、秋口から冬口にかけて契約をして流木の撤去をさせていただきます。

それと、あと、養浜事業につきましては、今年度でいきますと9,600立米をやっております。先ほどの6対4とかがあるかと思うんですけど、基本、これについてはうちのほうも毎年測量をしまして、その量を確認した中で量を確定して割合を決めながらやっておりますので、先ほど言ったように、6対4が10対0とか、そういうことにはならな

いんですが、そういう形で調整をしながら、毎年の測量結果による養浜事業に出す量を決めて国と調整をしながらやらせていただいている状況になります。

以上です。

- 青島悦世委員 今年度は9万6,000立米の話をしましたけれども、今までの経緯のやつが出てきましたら、少し前から養浜事業のやつ、9万6,000立米はたしかなかったはずですから、結構今度は多い数字を言っているなと思うんですよ。
- 福與久信大井川港管理事務所長 9,600……。
- 青島悦世委員 ごめんなさい、9,600。そこら辺を出していただけるとありがたいなと思うんですよ。これからもう一年もやらないとならないので、ここも。そういうのを知っておくことも必要だと思うんですね。お願いします。
- 鈴木浩己委員長 さっき10万立米と言ったのと今の9,600立米というのはどういうこと。
- 福與久信大井川港管理事務所長 養浜事業で9,600立米、浚渫等で3万4,000立米と1万5,200立米等を出していますので、合計でいきますと約6万立米を養浜事業として行っております。
- 青島悦世委員 養浜事業として6万立米。
- 福與久信大井川港管理事務所長 はい。
- 青島悦世委員 ということは、6万立米が先ほど言いました吉永海岸とか高新田とかあっちにやられるというのが6万立米あるね。では、売り払う砂利は。
- 福與久信大井川港管理事務所長 売払い収入で出てくる量としては先ほど言った9,600立米を売払いで出している。それを財源にしている。
- 鈴木浩己委員長 9,600立米が5,400万円ということですか、売払い収入の。
- 福與久信大井川港管理事務所長 売払いに必要な土砂が今の9,600立米になります。
- 青島悦世委員 売払いを9,600立米にして、6万立米を養浜に使うのか。要するに養浜に使う運賃だよな。
- 福與久信大井川港管理事務所長 まず、養浜事業という形で海上のものが9,600立米になります。収入になる土砂排除工事という形で6万8,000立米を出して収入としているという状況になります。
- 青島悦世委員 海上と言ったのは、海上から取って海上投棄するというか、つけるわけですよ。それで、今言った6万8,000か、その数字の中であそこから取る。取ったものをこっちへ運ぶのと向こうへ運ぶのがあるわけだから、その割合の元になってきますよね。その売った金額と運んだ運搬賃、それがプラスになるようにやっているわけでしょう。その割合を教えてください。
- 福與久信大井川港管理事務所長 6万8,000立米を売って9,600立米を運搬、養浜事業で費用を出していると。
- 鈴木浩己委員長 部長、後で養浜事業の売払い収入と養浜事業に使っている部分の明細みたいなものの資料提供をお願いします。
- 増田 亘建設部長 分かりました。
- 杉崎辰行委員 確認の意味で、単純にどれだけの砂を、あの岸壁についたのと浚渫と今両方という話があったけど、取って、どういうふうにもその砂が動いて、そのときお金がどういうふうについているんだよと、そういうふうに分かりやすくお願いいたします。

○増田 亘建設部長 分かりました。

○青島悦世委員 その件で、ずっと昔からあるわけですね。それで、原因になったことも、先ほど言ったようなこともあるし、いろんな施設もある。それで、実際には今のような養浜のやり方が本当に幾ら過去に国、県とやってきても、どこに問題があるかということもあると思うんですよ、養浜事業として考えたときに。そこら辺のこともこれからやっていかないと、これ、長いことだもんね。それで、国は国で海岸を守らなきゃならない、大井川も港から焼津市でやらなきゃならない部分があるということを考えていけば、あそこの消波ブロックをやってくれるところもずっとやってきてもらっているわけです。そうすると、今の形になると、将来のことを考えたことで問題点というのもの、毎年同じことをやっていけばいいじゃなくてやっていかないと、その10万立米、その10対6なんていうのは、たしか私の覚えでそうなんですけれども、そうならないということも、運賃が高くなれば逆転していっちゃうと思うので、おかしな話だと思うんですよ。そこら辺もよく考えてやってほしいと思うんです。

以上。

○鈴木浩己委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第9号「令和3年度焼津市港湾事業特別会計予算案」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○鈴木浩己委員長 議第35号「焼津市道路線の認定について」を議題とし、当局の説明を求め。

(当局説明)

○鈴木浩己委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○河合一也副委員長 全く素人なもので教えてもらうつもりで恥を忍んで質疑しますが、参考資料の101、102ページの例なんですけれども、この道の場合、五、六軒がもうつながっているわけですね。そういうことですね。この細い道1本で一番奥のほうの家なんていうのは車の関係でこういうのは認められるんですか。その辺の規定がどうなっているか、教えてください。

○新村浩三土木管理課長 実際には、こうした開発の関係で、今ここに例でありますように、1本道路があって真正面で道路が終わっているというような現状のが、幾つかそういった事例はございますけれども、実際にその道路の関係、例えばここに道路がありました、今度行ったときに行き止まりになっちゃった、何かよく分かりづらいですか、そういった場合でありますと、例えば都市計画課のほうで開発に関する基準というのを持っております、その中では例えば道路の延長が70メートル以下であればそのままの道路でいけますが、70メートルを超えますとちょっと広めの回転場、そういったものをつけなさいとか、そういった基準がございまして、そうした道路の延長を入れましていろんな開発許可指導基準の中での今申しました回転場であるとか、そういったものが定められております。

以上でございます。

○河合一也副委員長 バックでずっと出るとか、そこは70メートル以内はもう仕方がないというふうに判断するということですね。

あと、もう一つ、ここは今薬局か何かを造っているところの裏で、結構道路が整備されていけば都合のいい場所だと思うんですけど、この一番突き当たりの1軒も、現場に行っていないので分からないですけれども、反対側には市道がもう近くまで来ているわけですので、ここ、通っちゃえばすごい便利なところだと思うんですけど、そういった公算が将来的にあつてのことなんでしょうか。その辺、教えてください。

○新村浩三土木管理課長 ここに関しましては、まず、もともとの土地利用というか、開発の関係で事業所のほうでエリアが決まっている中で計画を立てているものですから、この道路につきましても開発の中で動いているものでございます。

あと、恐らくは、委員のほうでは今道路があつて、そのすぐ西のほうにもここでいうところの市道天王線という道路があつて、そこもすぐ近くにあるものでそういうところとのリンクあたりもどうか、そういったことですか。

○河合一也副委員長 そうです。

○新村浩三土木管理課長 この点につきましては、先ほど申しましたように、全体的な開発の考え方プラス、あとはこの道路が実際には市道天王線というのが幅が今4メートルぐらいの狭い道路で、なおかつ舗装もされていないような道路でございます。そういった中で、例えば6メートルの道路と細い道路をつなげた場合のそうした影響ですとか、あとは1本、平面図、101ページの図面を見ていただきますと、今回の分譲地線の1本北側には市道中橋通天王線というのがございます。こちらについては広い道路で、現道までアクセスできる道路も整備されているものですから、そういった全体的なものを鑑みて、この通りについてはこの事業者のほうの計画のとおりのもので交通網的にも問題がないだろうというような判断をして、こうした道路網の計画になったかというふうに想定されます。

以上でございます。

○杉崎辰行委員 説明資料のほうの105ページの位置図のほうなんですけれども、今度の道路認定とこの話の中に下水溝というか、排水溝があると思うんですが、この図を見ると、もともと今建築の申請が上がっているところの道路の両方に家がありますよね、左右に。そうすると、左側のうちの人たちの下水溝というか、それはどこについていて、勾配をどっちにつけるのかなと。これ、矢印が書いてあるんだけど、そうすると、もともとの人たちとここで勾配が分かれるのかというのは、これはここじゃないほうがいいのか。

○新村浩三土木管理課長 今、委員のほうのおっしゃったのは、105、106ページの左右も見合わせた三右衛門宮下分譲地二号線の排水の関係ですけれども、今こちらのほうに道路、今御覧になっている資料、同じですけれども、道路が35メートルございます。その道路の両側に側溝が現在入っております。側溝のほうの勾配はこちらのほうの下から上に向かってというふうな勾配になっております。6軒ございますので、各家につきましては恐らくこういったところに各自で浄化槽なんかをつけていただいて、その水が側溝のほうに落ちると。その側溝の水がずっと北のほうに行つて、ここで1本横断溝がございまして。その横断溝で合流したものがこちらの既存の道路のほうにはもともとの側溝が

入ってございますので、そちらのほうに流下しているというような形で、そういった排水処理をされているところでございます。

- 杉崎辰行委員 この人たちも今まではこっちへ流していたという解釈でいいですか。
- 新村浩三土木管理課長 今回の委員の御質疑で、ちょうど今開発されているこちらの西側のほうですね。こちらの開発については何とも言えないんですけども、想像ですが、こちらのほうに市道三右衛門宮北大住線のところの道路に今回流入する水路、蓋つきの大きな側溝が入っていますので、恐らくこちらのほうの北側に入れるんじゃないかと思えます。ここについては私どもはこちらのほうまで今回聞いていないものですから何とも言えませんが、そういった既存の側溝ですとか、そういったところにはもちろん入っていくかなというところの想定での回答になります。
- 杉崎辰行委員 排水なもので余分なことを質疑してしまいましたけど、こういうものを造ったときに時々既存であるところに挟まれた場合、勾配が逆についているものがあるって、そうすると、そこに来たのはどっちに流すのかなというときに、西側の住宅がある人たちがもしこちら側に排水を出してあったら話なんですけど、そうすると近いほうへ出すと勾配が逆になっちゃうケースがあるもんだから、そういうのもちょっと疑問があったので聞いてみました。なるべくそういうのがないようにしてもらいたいの、その点だけです。
- 新村浩三土木管理課長 開発の関係につきましては都市計画課のほうで受付窓口をしておきまして、その中でこういった道路を造る場合ですとか、そういった場合には関係の土木管理課、道路課等にも書類のほうの審査等もありますので、そういった中での審査も見ながら、都市計画課での窓口、受け付けているので、その中で排水の指導をしていると思いますので、そういった点で御理解いただければと思います。

以上でございます。

- 秋山博子委員 議案の説明をいただいたときに、今回の市道の4本目、吉永宮嶋分譲地二号線、寄附に伴いという説明をいただいたと思うんですけど、それはどういうことであつたのか、もう少し詳しく教えてください。
- 新村浩三土木管理課長 これにつきましては、昭和56年ぐらいなんですけれども、旧大井川町の時代にこちらのほうを寄附で町で受け取りまして、道路という形で寄附でもらっています。その際に当時の認定の経緯というのは私のほうは分からないんですけども、そういった中で町道認定されていなかったというのが判明できたものですから、担当部署からも相談がありまして、認定道路として、実際には現状のほうも6メートルの幅があつて、なおかつ側溝等も整備されているもんですから、これについては認定道路としても全く問題がないというところで今回改めて認定をさせていただいたという経緯でございます。
- 秋山博子委員 了解です。

その件とはまた別なんですけれども、毎回このように市道の認定ということが出てくるわけなんです。つまり市道がどんどんどんどん延びていると思うんです。そのことによってどんな影響があるのか。例えば、今、道路の小さな補修だとかも車で回ってA Iでセンサーみたいなものでチェックできるようにしているとかあるんですけども、それとか、道路の長さによって交付金等が案分されてとか、それも影響の1つだと思うん

ですけど、かかるコストだとか、反対に交付金の割合が減るだとか、一体この市道に認定することによってどういう影響があるのか、それから、今後の見通しなどを教えてもらえますか。

- 新村浩三土木管理課長 今回の御質疑の中で、まず1つの市道が増えることによる影響ですけれども、やはり今委員のほうがおっしゃいました交付税の関係がありますので、交付税の細かい金額とかというのは私のほうでは細かいものまで分かりませんが、そういった中で市道認定することによってやはり交付金の対象になりますので、そういった面でいけば、市のほうの歳入の関係、そういったものが増えていくというのは1つメリットがございます。あとは市道認定をすることによってもちろん建築基準法上の道路になりますので、そうした建築の関係もあります。ただ、今委員のほうからも出たように、どうしても道路を持つということは維持管理というのが全く発生しないということはありませんので、そういった維持管理のほうの費用というのにかかるのは事実でございます。ただし、あとは維持管理のほうで、例えば、実際に受け取って数年以内に何かへこむですとか、頻繁にあっても困るものですから、そういうことではもちろん規定のちゃんとした施工をされて、なおかつ市のほうで完了すれば完了検査等を行って、両方でそういった直近の維持管理とか、不具合がないような形での確認をしてから受け取ってという形で、そうした維持管理コストというのが喫緊に発生しないような、そういった対応をしております。そうしたもちろんメリットもありますし、そうしたコストもかかるというのも事実でございます。

以上でございます。

- 秋山博子委員 そうしますと、市道の認定をいろんな事情、開発行為であったりとか、今回の寄附のような事情であったりとか、いろいろあると思うんですけども、市道の認定をなるべく抑制するというような、そういう方向であるのか、それとも、それは関係なくということなんでしょうかね。
- 新村浩三土木管理課長 例えば、もしかしたら委員のほうで、開発行為でやったにしても、それは全部が全部市でもらわなくてもというようなことですね。実際、やはり開発になりますと都市計画法の絡みになりますので、例えば今回6メートル道路を造りますよと。そういったものにつきましては将来的には都市計画法のほうで市のほうに移管ですとか、そういったものは決められておりますので、そうした中で、市も受け取りますし、市の道路に基づいた規定によってしっかりした道路用の、先ほど側溝の話が出ましたけれども、ちゃんとした車が乗っても大丈夫なぐらいの側溝をしてもらってという、そういったものも指導にありまして、そういった中でいろんな法令においてそういったものがあるものですから、特に開発なんかでいきますと、市は要らないとか、そういったことというのは致し方ないかなというところでございます。

以上でございます。

- 秋山博子委員 そうすると、確認ですけど、オートマチックにその条件といいますか、それがあればもう認定されていくと、そういう仕組みになっているということでしょうか。
- 増田 亘建設部長 開発行為によって造られたものは受け取らなきゃならないというような規定でございます。受け取る以上は市の基準に従ったものを造っていただくという

ことで、私どもが審査をして受け取るということでございます。

もう一つ、民間で開発された道路というのがあるんですけども、開発が盛んだった頃にやって市道認定していないものというのがやはりあるんですけども、そういったものは今逆に1つの問題として、高齢化してしまって自分たちに資産がないだけども、道路がもうぼこぼこになってしまったり、排水が漏れてしまったりとか、そういう問題があつて、市に何とかしてくれというふうな依頼が来るんですけども、あくまでもそれは私設のものだから私どものほうでは面倒を見切れませんよということで丁重にお断りしているんですけども、受け取らなかった場合の問題もそういったことでやはり二、三十年後に起きてくるという問題がございますので、現在は法令に従ってしっかりそういうものが造られていれば受け取るというような形で進めております。

以上でございます。

○鈴木浩己委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第35号「焼津市道路線の認定について」は全会一致、可決すべきものと決定

○鈴木浩己委員長 以上で建設部所管の議案の審査は終了した。

暫時休憩する。

休憩(10:32~10:42)

○鈴木浩己委員長 会議を再開する。

都市政策部所管の議案の審査に入る。

議第26号「焼津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

○鈴木浩己委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○秋山博子委員 教えていただきたいんですけども、これは方向としては法律の施行によってこの手数料が変わりますということなんですけど、方向としては省エネルギー住宅をなるべくきめ細かくこうして改正することによって理解と浸透を図ると、そういう方向だということですか。

○高澤 清建築指導課長 先ほど少し説明をさせていただきましたが、特定建築物というものがございまして、建築確認を出すときに今までは床面積が2,000平米以上のものが特定建築物になっていたと。特定建築物になると省エネルギー基準に合わないものと確認申請が下りないということになっています。それが300平米に引下げがされましたので、床面積が300平米以上のものは今度対象になってくるということで、その分対象となる建築物が増えてくると。いわゆる省エネルギー性能に沿った建築物が増えていくということになるということでございます。

○鈴木浩己委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第26号「焼津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」は全会一致、可決すべきものと決定

○鈴木浩己委員長 以上で都市政策部所管の議案の審査は終了した。
暫時休憩する。

休憩（10：49～10：49）

○鈴木浩己委員長 会議を再開する。
水道部所管の議案の審査に入る。
議第10号「令和3年度焼津市水道事業会計予算案」を議題とし、当局の説明を求める。
(当局説明)

○鈴木浩己委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○安竹克好委員 予算のことではないです。1点、お伺いしたいんですけど、厚生労働省のほうでも水道分野におけるICTの活用というのが発表されておりますが、その中でも特に気になるのが、スマートメーターとかの自動検針というのに対しては何かお考えとかあるのでしょうか、お尋ねします。

○織原由香利水道総務課長 スマートメーターについては、これから研究していく必要があると思っているんですが、大変高額になるものですから、その辺をよく考えて、あとは全て導入するのではなくて、一部、そういう検針困難地域、困難のビルとか、そういうことで対応できないかというようなことをこれから研究とか検討していく予定であります。

○安竹克好委員 私も調べると、民間でも、例えば、ガスとかそういうのも、そういう分野ではIoTを使っていると聞きますけど、全てには使っていないくて、検針が遠い地区とか、もしくは、大量に使ってガスがなくなってしまうおそれがあるところにはつけておくとか、機械が高額なものですから、そういう、先ほど御答弁にもあったような遠い場所とか、何かしらの状況があるかもしれませんけど、それに対してぜひ検討していただければと思ってお尋ねしました。

了解しました。以上です。

○秋山博子委員 予算書の15ページのところで、ここを教えてくださいんですけども、減損損失の条項についてということで、遊休資産の土地4件が上がっています。それで、その次のところに、今度は上記については減損損失を認識しないというふうにあって、減損損失のこのところについての説明、もう少し詳しくいただきたいんですけども。

○織原由香利水道総務課長 減損損失については、若干、下回っている部分があるんですが、計上中、減損損失として計上するところまで損失が確認できないということで、今回、減損損失をさせていただいていないんですけども、実際にそこから貸してお金を頂いている土地もあるものですから、この部分については、それで全て収益を生んでい

るといふか、ことで確認しておりまして、それ以外は土地の価格がちょっと下がっている傾向ではありますけれども、帳簿価格から若干下回っている程度ということで、今回は減損損失を上げるような状況ではないというふうに記載をさせていただきました。

- 秋山博子委員 意味が分かりました。ここ、兆候とか、認識しないとかあったので、私も読んでいて混乱しました。

この遊休資産、今、貸しているところがあってというふうにおっしゃいましたけど、これらの遊休資産について、今後どのようにしていくというような方向性というのがもしあれば教えてください。

- 織原由香利水道総務課長 今のところは、特に売るとか、そういうこともなく、今、貸しているところが一色とか、水道用地とかもそうなんですけれども、それでお貸ししてお金を頂いてということで、今後、何かの動きがあれば、また検討することにはなっていくかと思っておりますけれども、現在のところは特に考えてはおりません。

- 杉崎辰行委員 22ページ、令和3年度焼津市水道事業会計予算内訳書の中身なんですけど、まず1つ目、節の水道料金、ここの、前にも御質疑させてもらったんですけども、企業と個人、または企業の中の工場、こういうのの割合というのは、今分からなくても結構です、またこれは分かれば教えていただきたいです。

今度は一番下で、長期前受金の件なんですけど、先ほど減価償却というお話があったんですけども、減価償却の前受けへ入れる、該当するものは一体何なんだろうというのと、それと、そのほかの前受金、現実でいう前受けしているお金、今後、出ていかなきゃならないお金というのは、工事費として使っていかなきゃならないお金とか、そういう意味の前受けというのはどれぐらいの割合でもって何に使うものなのかというのを御説明願いたいと思います。

- 織原由香利水道総務課長 長期前受金が何かということなんですけれども、国庫補助金であるとか、今、工事をするとき、例えば、下水だとか区画整理とかの工事をして、そこから負担金として一部もらうんですけども、新設工事、更新工事の分、そのお金とか、あとは受贈財産とあって、50ミリ以上の管を、こちらに受贈を頂くので、そういったものが長期前受金になります。

それ以外のものについては、確認しますのでお待ちください。

先ほどおっしゃっていた水道料金の割合ですが、会社かどうかということ、家事用であるとか、学校であるとか、そういった区分でもよろしいでしょうか。

- 杉崎辰行委員 後でもいいよ。

- 曾根俊則水道部長 杉崎委員がおっしゃること、長期前受けの関係でございますけど、今現在は、昔は補助金があったものですから、それを減価償却するときにももらったお金の分だけ収益化するんですけども、お金は入ってこないんですね。結局、減価償却費と一緒に、逆でもって、収入には、実際お金は入ってこないんですけども、一応それを計算上入れる。

- 杉崎辰行委員 計算上。

- 曾根俊則水道部長 そうですね。ここにあるやつの大まかの……。

例えば、1億円のやつやって1,000万円を払うと、その部分について、いわゆる減価償却できるんですけども、何年かの期間の部分のもらった部分だけを収益化していく

という、だから、現金は入ってこないんですよ。

これは平成何年だっけ、会計制度、変わったのは。

○織原由香利水道総務課長 平成26年。

○曾根俊則水道部長 平成26年ですかね。それまではそういうのはなかったんですが、そこから変わったものですか。

もう一点、後から、後段でお尋ねの関係で、これはお金が出ていくというお話がありましたけど、ですので、お金は出ていくのではありません。今現在は、昔は補助金、創設時分の頃は補助金とかがあったんですが、今、焼津水道料金は安いもんで補助金対象にならないものですから、ほとんどがここの工事負担金というものです。これがメインになります。工事をやる時に頂く、例えば、さっきの区画整理事業の関係とか、そういう関係で補助金になります。

あとは、総務課長からありました、受贈財産評価額といいますけど、受贈財産というのは、いわゆる自分の家でもって管を引いておいて、それをうちのほうに移管していただいて、うちはお金を全然もらっていないという、それは減価償却の関係、変わったものから、それらがございます。そういう形でもって、お金は全然入ってこないんですけれども。

○杉崎辰行委員 減価償却。

○曾根俊則水道部長 そうです。減価償却の反対と考えてもらえればよろしいかと思いません。

以上です。

○杉崎辰行委員 そうすると、今、長期前受金は、単年度で処理されちゃう分として計上してあるんですね。

○曾根俊則水道部長 毎年毎年やっていますので、その分だけ単年度に積み上げられていくという形でございます。ですので、毎年変わってきます。

○織原由香利水道総務課長 先ほどの生活用水道水量の関係ですけれども、やはりこれは水量になってしまうんですが、令和元年度の決算でいきますと、生活用が73.6%で、業務営業用が14.8%、工場用が11.5%、そのほかが若干ありますが、こういった率になります。

○青島悦世委員 年間総給水量が1ページのところに示されています。それで、23ページの受水費、大井川広域水道企業団からの受水費でお金のほうで出ているんですけれども、これは何立米、何トンなのか、そうすれば、その差引きでポンプアップしている量が出てくるということになるのでしょうか。

○織原由香利水道総務課長 予算における大井川広域水道の受水量ですが、269万9,175立方メートルになっています。

○曾根俊則水道部長 青島委員の関係でお答えします。

今言った、予定されている総水量から今の受水量を受けますけれども、全くイコールでポンプアップといいましょうか、水源から取った水と全くイコールにはならないところがございます。というのは、導水管を通っていますので、途中、逸失する水量もありますので、全くイコールでなく、ざっとということでお考えいただければと。

○青島悦世委員 分かりました。ざっとでいいです。

○曾根俊則水道部長 という形ですね。今、総務課長からありました受水量から、いわゆるこの年間総給水量、これを差し引いていただければ、いわゆる大まかな量になります。

○青島悦世委員 分かりました。

例えば、ポンプアップした水と大井川広域水道企業団から取った水の単価って分かりますかね。大井川広域水道企業団だけで、例えば皆さんのところがやったやつ。

いいです、後で。

○秋山博子委員 今回、質疑で水道料金の減免の、次年度は実施しないということのやり取りがあったんですけども、もう少し、どんな議論があったのか、お聞かせいただけたらと思います。

○織原由香利水道総務課長 今年度、一度、実施をいたしました水道料金の基本料金減免につきましては、その前に確定いたしました水道ビジョン・経営戦略2020で見込んだ令和元年度の純利益と決算で出た純利益、その中で賄えるという判断で今年度実施をさせていただきました。あくまでも水道ビジョン・経営戦略2020に沿った運営をしていく中でやっていけるということで判断したものですから、今、現状ですと、給水収益も下がってきておりますので、新型コロナウイルス感染症の影響もございまして、現状ではするという考えを、予算の中では見込まなかったということになります。

○秋山博子委員 それと、あと、よく生活保護であるとか生活困窮で水道を止められていたんだというようなことが後でニュースになったりとかということがあるんですけども、そういった情報と行政の仕事のほうと、連携というのはどんなふうにされているのか、もしそういうことがあった場合とかということの状況を教えてもらえますか。

○織原由香利水道総務課長 給水停止をする方たちとかがある程度決まってきた段階で、生活保護担当者とか生活困窮担当者のほうと連携をして、情報交換しながら、止めると大変かどうかというのはその話合いの中で判断したりとか、検針というか、水道料金事務センターの者が伺ったときの状況とかを見ながら判断していく。

もともと、この人は何か月滞納しているからすぐ止めちゃいますということはやっていないので、毎回、停止をするときには状況を確認した上で停止をさせていただいているので、これまでもそのような形ではやってきたんですけども、福祉サイドと連携を取っていくようなことをしています。

○鈴木浩己委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第10号「令和3年度焼津市水道事業会計予算案」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○鈴木浩己委員長 以上で水道部所管の議案の審査は終了した。

暫時休憩する。

休憩（11：27～11：31）

○鈴木浩己委員長 会議を再開する。

環境部所管の議案の審査に入る。

議第2号「令和3年度焼津市し尿処理事業特別会計予算案」を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

- 鈴木浩己委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。
- 秋山博子委員 具体的な数字のことではないんですけども、予備費として、災害等の不測の事態の対処に要する予備費というふうにあるんですけども、し尿の事業というのが災害等で中断ということになると、本当に生活に関わる大変なことになると思うんですが、そういった防災といいますか、そういったことはこの事業のどこかに考えられているといいますか、そういうのがもしあれば教えてください。この中にはないですね。
- 堀内千穂廃棄物対策課長 秋山博子委員の御質疑にお答えします。
- 合併浄化槽のほうは各個人のお宅で設置しているものですから、そちらのほうは各個人の対応になると思うんですけど、清掃のくみ取りに関しては、市職員のほうでやっているんで、もし何か災害であふれるとか、通常の事態から変わったことが起きた場合には、出動してくみ取りを行ったりとかということは考えられると思います。
- 以上です。
- 嘉茂豊一環境部長 補足でございますけれども、今までも台風第19号のときに、生し尿のところについては、雨水、雨でたまってしまうとトイレが使えなくなるよということで、翌日、生し尿の収集、そういう作業を実施したということがございますので、その点をお願いいたします。
- 河合一也副委員長 単純に聞き漏らしただけかもしれませんが、新屋中継地維持管理費の大幅な減額の要因を教えてください。
- 堀内千穂廃棄物対策課長 新屋中継地維持管理費の減額の理由なんですけれども、1つは光熱水費の減額です。あと、貯留槽内の沈砂引き抜きという業務があるんですが、浄化槽の槽と生し尿の槽がありまして、令和3年度は生し尿の槽は隔年のため実施しないものですから、その減額が入っています。
- 河合一也副委員長 光熱のほうは大したことないので、その後のほうがきっと大きな減額の要因ということですよ。そうでもない。1,000万円の減額ですから、光熱費も大きいんですか。
- 併せて、新屋中継地はそもそも、分かりやすく何をしているということ、今のは説明が沈砂何とかがよく分からないので教えてください。
- 嘉茂豊一環境部長 私が御説明をさせていただきますけど、新屋中継地につきましては、生し尿の貯留槽と浄化槽の貯留槽がございます。それで、そちらのほうに生し尿の御家庭から収集したもの、それから、浄化槽清掃で持ってくる汚泥等、そちらのほうを一旦新屋中継地にためて、それで大井川環境管理センター、今年度につきましては藤枝環境管理センターのほうに大型車両で運搬をするということでございます。ですから、一旦は新屋中継地のほうに、東益津とか、そういうことはありますけれども、そちらのほうから持ってきたりするような形になっています。
- 貯留する場所だということで御理解をいただければというふうに思います。

○河合一也副委員長 来年度は作業をしないというその作業で随分減額になるわけですから……。違うんですか。

○堀内千穂廃棄物対策課長 その作業も1つと、あと水道料が下がります。

○河合一也副委員長 1,000万円は違うということですか。

○堀内千穂廃棄物対策課長 中継地の中の洗浄とかに使うので。

以上です。

○安竹克好委員 今回、新たに水道部との部署替えというんですか、そういう上下水道部となると伺っておるのですが、それによって具体的なメリットはどのようなものがあるのか。特に請求関連で、そういうのでもメリットが何かあるのかなと思って、そこを教えてください。

○嘉茂豊一環境部長 現在は、水道部は水道、上水路になります。来年度以降、上下水道部という中では、公共下水道の所管部分、それから、環境部の廃棄物対策課の部分のし尿浄化槽関係の部分、その会計を持ってきて、あと、一般会計でもコミュニティ・プラントの部分も一体的に、廃水の関係は全てそちらの中で動いていこうということでおりますので、そちらのほうが下水道課として、所管として動けるということの中では、一体的にそういう廃水関係を動かせるということで御理解いただければなというふうに思います。

ただ、調定の関係については、それぞれの会計が違いますので、それぞれしておりますので、今現在でも、コミュニティ・プラントと公共下水道につきましては水道のほうに委託をしております、上水と下水の使用料という形でしておりますので、そちらのほうは変わらない形になります。

し尿浄化槽のほうについては、当然ながら、作業を実施した後の請求になりますので、そちらのほうは負担額で請求のほうはするという形になろうかと思えます。よろしくお願ひします。

○村松幸昌委員 今度、大井川環境管理センターと藤枝環境管理センターができるわけなんですけれども、今、焼津の分も藤枝環境管理センターのほうに搬入しています。今度、大井川環境管理センターが出来上がりますので、今年度末に、4月から開始すると思いますが、焼津の分は全額大井川に入るという形でよろしいですか。そうすると、この運搬の委託料がちょっと増えていますけど、この辺の関係を説明してください。

○堀内千穂廃棄物対策課長 今、試運転していますけど、4月から新大井川環境管理センターのほうが、今委員がおっしゃったとおり、本格稼働になりますので、焼津の浄化槽汚泥とかし尿は全部そちらのほうに運ぶことになります。その関係で処理費のほうが増加しているんですけども、バキュームのほうも処理量が増加して、それを運ぶ量も比例して増えるものですから、それを見込んで増額となっております。

以上です。

○嘉茂豊一環境部長 見込みとして、処理能力を高めた理由として、浄化槽の基数が増えてきているという状況がございますので、そうすると、申込み件数が増えてくると。当然ながら、そちらのほうの処理量が増えてくるという見込みをしておりますので、大井川環境管理センターのほうに運ぶ、運搬する処理量も多くなるというのが見込みになります。

当然ながら、新屋中継地が決まっている量しかないので、運搬の回数が増えていく可能性は高いかなとは思っております。

以上でございます。

○村松幸昌委員 ということは、市の方針が公共下水道をこれ以上拡張しないというふうな意思決定したために、例えば石津地区なんかも、合併処理浄化槽の数が増えた、だから今までの想定よりも増えるので、ここで受けている予算にしたよという、そういう理解でよろしいですか。そこばかりじゃないんですけど、当然、浄化槽の数が増えるということ。

○堀内千穂廃棄物対策課長 委員の考えで、そのとおりです。

○杉崎辰行委員 歳入の216ページというか、し尿処理事業基金利子というのがありますよね。この元金を教えてください。

それと、その上のところなんですが、汲取手数料4億718万4,000円ってございますけれども、この汲取手数料という中には生し尿も浄化槽のも、全部ひっくるめになっていると思うんですが、ちなみに、合併浄化槽の場合ですけれども、平米当たりの単価は、そういうふうになっているんですかね。例えば、3人槽、5人槽、7人槽、10人槽ってあったとしたら、その槽で、2年に1回だか1年に1回だか知らないけれども、その辺、教えていただけますかね。

分からなければ、後でいいですよ。

○堀内千穂廃棄物対策課長 2億8,248万5,745円で今のところ見込んでおります。

それで、合併処理浄化槽なんですけれども、人槽によって料金が設定されていて、例えば、5人槽だと1万8,820円とか、7人槽だと2万7,580円ということで、人槽別に料金の設定がございます。

○杉崎辰行委員 今のは1回ごとですね。

○堀内千穂廃棄物対策課長 1回で。

○杉崎辰行委員 ちなみに、10人槽。

○堀内千穂廃棄物対策課長 3万9,990円でございます。

○鈴木浩己委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第2号「令和3年度焼津市し尿処理事業特別会計予算案」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○鈴木浩己委員長 議第12号「令和3年度焼津市公共下水道事業会計予算案」を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

○鈴木浩己委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○安竹克好委員 下水道を使われている民家の数なんですけど、以前は使っていて、空き家になってしまった数というのは把握されているんでしょうか。

○天野勝義下水道課長 安竹委員の御質疑にお答えいたします。

軒数は把握してございません。空き家になっているところが基本的に下水道を

使用していないというところになるんですけれども、使用料を徴収している軒数等であれば、数字は今持っていないんですけれども、基本的に使っていない軒数の数というのは集計をしてございません。

○安竹克好委員 1つの問題ともなっている空き家、過疎化されているというのものもあるかと思しますので、またそこら辺も把握していただければと思います。

○天野勝義下水道課長 現時点で数量を、軒数を把握していないという意味で、料金システム等で使用料を支払っているお宅等がございますので、そこから軒数を把握することは可能でございます。ですので、これからまたその軒数につきましても把握したいと思っております。それにつきまして、また土地利用等が再開されるようになれば、下水道のほうの接続をお願いするよう、こちら呼びかけをお願いするところであります。

以上です。

○杉崎辰行委員 23ページの説明のほうになりますますが、営業外費用の支払利息及び企業債取扱諸費、企業債利息、このところに、説明に載っていますけど、ほかということで1億7,543万5,000円、これの内訳というのが不明瞭なので教えてください。

○天野勝義下水道課長 ただいまの杉崎委員の御質疑にお答えいたします。

企業債利息が1億7,543万5,000円ですけれども、まず1つといたしまして、建設改良債、そちらが1億5,802万1,000円、次に、公営企業会計適用債、こちらが5万1,000円、3つ目といたしまして、特別措置債、こちらが1,528万5,000円、4つ目といたしまして、資本費平準化債、こちらが207万8,000円の内訳でございます。

以上です。

○杉崎辰行委員 ありがとうございます。

そうすると、元金は一体幾らなのかというのと、この企業債の金額が資本的収入及び支出の中とか、どこかに出てくるところがありますか。

○天野勝義下水道課長 ただいまの企業債の適用についてでございますけれども、12ページを御覧いただきたいと思います。

こちらのほうが貸借対照表のほうの負債の部でございます。まず、一番上から2行目、(1) 企業債、こちらが建設改良等の財源に充てるための企業債として102億658万8,000円、それと、4の流動負債、(1) 企業債、こちらのほうのア、建設改良費等の財源に充てるための企業債、こちらが12億3,304万4,000円、こちらのほうに表示されているものになります。

ちなみに、固定負債のほうの(1)の企業債は、2年以上後に償還が予定されるもので、令和5年度以降の償還の予定です。4の流動負債の企業債につきましては、1年以内に償還が予定されるものでございますので、令和4年度分の償還予定分として計上させていただきます。

以上です。

○杉崎辰行委員 非常にお金のかかる仕事ということは理解しているんですけれども、利息で1億7,500万円、総額で見ると百十何億円ですよ。単純に計算して1%くらいの利息かなと思うんだけど、今の世の中、利息の関係はもう少し安くても何とか調達できる可能性があるじゃない。ただ、財政投融资の関係は決められちゃっているものだからしょうがないんですが、その辺で何としても支出を抑えたいという、そういう御努力を

またしていただければと思いますので。

- 天野勝義下水道課長 先ほど説明しました企業債の利息につきましても、それぞれ建設改良債、それから、公営企業会計適用債、特別措置債、資本平準化債も、それぞれの借入れした年度に対してそれぞれの利息、利率等が決まっております、国からの率で決まっているものですから、そのこのほうの改正があれば適用させていただくんですけれども、現時点ではこちらの利率で計上しておりますので、またそのこのところの情報収集につきましては、県のほうから情報をいただく等して、うちのほうの財政からも情報をいただくとして、情報収集に努めてまいります。

以上です。

- 杉崎辰行委員 お願いします。

- 秋山博子委員 幾つか、事業の内容を教えてくださいたいと思います。

まず、予算書の21ページの節、委託料の中で、黒石川モデル樹木等管理業務ほか740万7,000円とあるんですが、これはどういった事業なのかということ。

それから、22ページの、これも節、委託料の中で、浸水想定区域解析業務、これが3,000万円ということなんですが、これはどういう事業内容なのかということ。

それから、25ページ、これも節、委託料のところになりますけれども、先ほど、日本下水道事業団のほうに委託ということだと思っておりますが、自家発電設備工事業務3,600万円と、これはそれぞれ、今3つ事業を言ったんですけど、それぞれもう少し詳しく教えてください。

- 天野勝義下水道課長 秋山委員の御質疑にお答えいたします。

まず、21ページの黒石川モデル樹木等管理業務委託でございますけれども、こちらは焼津市の雨水幹線で黒石川雨水幹線というのもございまして、場所でございますと、田子乃橋という橋がございまして。そのこのところに流れている川が黒石川という川でございますが、そのこの田子乃橋より上流側と下流側の部分に、平成の頭の頃なんですけれども、黒石川の工事をやったときに、修景施設といたしまして、公園的な緑地帯とあずまや、それから、トイレ等を設置している施設がございまして。そちらの施設を維持管理する委託でございます。

続きまして、22ページの浸水想定区域解析業務でございます。

こちらのほうの業務委託なんですけれども、まず、公共下水道は汚水計画と雨水計画という2つの側面を持っております。一般的に下水といたしまして、大体が汚水で、トイレや台所、お風呂の水を処理するものが汚水と言われているものです。

もう一つ、雨水というものがございまして、これは河川と同じようなものなんですけれども、下水道の計画区域の中にある都市下水と言われる道路の中にある暗渠でありますとか、下水道の計画の中に位置づけられた河川みたいなもの、水路を下水道の事業で整備をすることができるというふうになっておりますので、今言った黒石川でありますとか、そういったところの下水道の雨水幹線として整備をしているものでございます。

昨今、一昨年の台風第19号のときもそうなんですけれども、全国的に雨水の浸水に対して非常に被害が大きいということから国のほうで雨水対策にかなり力を入れてございまして、こちらの業務に関しましては、下水道の計画区域、全体計画の区域の中なんですけれども、そちらの中で浸水している実績等を解析して、どこにどの程度の浸水がある

のかということをもまず把握させていただいて、この後、どのような浸水対策を進めていけばいいのかというような事業に活用するものでございます。

次に、25ページの下水处理場のほうの自家発電設備工事の業務でございます。

現在、処理場につきましては、平成28年度に策定した第2期長寿命化計画に基づいて老朽化した非常用の自家発電設備を更新しております。こちら、自家発電設備の本体が更新されたことにより、運転操作に必要なコントローラー盤や監視制御装置などの機能増設を行うものでございます。こちらは令和元年度からの債務負担行為により、日本下水道事業団と協定を締結して行っている工事委託でございます。

以上でございます。

○秋山博子委員 了解です。

事業の2つ目の浸水想定区域解析業務、これがまた対策事業に活用されるものということなんですけど、この財源について、それから、令和3年度からの事業ということでもいいですかね。

○天野勝義下水道課長 まず、財源でございますが、今回の業務委託の財源も国庫補助事業を活用しておりますので、国の社会資本整備総合交付金の補助を活用して、補助率が2分の1でございます。その裏負担は一般財源を活用いたします。

以上でございます。

○鈴木浩己委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第12号「令和3年度焼津市公共下水道事業会計予算案」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○鈴木浩己委員長 以上で環境部所管の議案の審査は終了した。

以上で当委員会に付託されていた議案の審査は終了した。

これで建設経済常任委員会を閉会とする。

閉会 (12:30)